

新潟地方裁判所委員会（第37回）議事概要

- 1 日時 平成31年1月24日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 場所 新潟地方裁判所第2評議室
新潟地方裁判所第101号法廷
- 3 出席委員
秋元豊，荒川義克，今井弘晃，大野勝則，金子修，川崎泰，佐藤孝一，鈴木高志，高橋裕之，三島亮，山崎威，渡辺豊（欠席委員 佐藤大輔）（五十音順，敬称略）
- 4 全体概要
 - (1) 新委員の紹介
 - (2) 委員長選出
 - (3) 体験・意見交換等
 - ア 模擬裁判員裁判について（体験・意見交換）
 - イ 裁判員制度10周年に向けた広報活動について
- 5 意見交換等の概要

【以下，発言者は，◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，▼事務局と表示】

(1) 模擬裁判員裁判について

ア 体験

101号法廷において，シナリオに基づいて模擬裁判員裁判（冒頭手続から結審まで）を実施し，第2評議室において裁判員裁判（評議）に関して解説等を行った。

イ 意見交換

- ◎ 委員の皆様の方で感想など何かございますか。実際の事件では，争いがありますとだいたい丸二日くらいは評議をすることになるかと思います。公判の初日は，証拠書類と証人を調べて，被告人質問は別の日に行い，さらに別の日に論告弁論をして評議に入り，争いがありますと判決宣告までに一週間くらいはかかることになるかと思います。
- 今日は模擬裁判ということでだいぶ簡略化されていると思いますが，普通は，証拠や証人がもっと多いことになるということですね。
- ◎ 例えば，先ほどの模擬裁判では，被告人が当日家を訪ねたという友人の名前を言いませんので，証人として裁判所に呼ぶことはできませんが，実際には公判前整理手続において，事前に問題点や証人を申請するかどうかなど，法曹三者で協議した上で進めることとなります。
- 今回の模擬裁判のような事例で，裁判員側から友人を証人として呼びましょうという話になることはありますか。
- ◎ 本当は友人から聞きたいということもあるのですが，裁判員裁判は集中して裁判を行って予定したところで結論を出さないといけませんし，新たに証人を呼ぶことになる予定通りに終われないことになってしまうので，そうならないため

にも公判前整理手続において法曹三者で事前に審理計画を立てた上で手続を進めるということになっています。

- 例えば、評議で裁判員から友人を証人として呼ぶ必要があるという意見になった場合、公判前整理手続において法曹三者で協議した結果、証人として呼ばないことになったという説明をすることはありますか。
- ◎ することもあります。逆に言うと、検察官も弁護人も証人として呼ばないということは、聞いても仕方がないという可能性もあります。重要な証人であれば、どちらかが証人として請求すると思います。
- 強制して連れてくることはありますか。
- ◎ 手続上はできますが、それほど例は多くありません。また、強制的に連れてきてもしっかり話してくれるかどうかはわからないところがあります。
- 選ばれた裁判員の方は、公判前に念入りに資料を読んだりするのでしょうか。
- ◎ 選任された期日に起訴状や審理予定を見てもらい、例えば強盗致傷ですとこのような法定刑になるという話をする程度で、詳しい説明はしていません。
- 実際の公判で裁判員の方から質問をたくさんするようなことはありますか。
- ◎ 例えば、大きな事件になりますと、証人尋問が1時間とか2時間を超えることもありますから、裁判員が慣れていないことを踏まえて、休憩を取るようになっています。そうすると、検察官が尋問し、休憩を入れて、弁護人が尋問するような場合、休憩の際に評議室で今の証言を聞いてどうだったか、何か質問はありますかといった話を裁判員にしますが、その際に何がわからなかったか確認することもできます。

実際の事件では複数の証人がいて、初めのうちは、なかなか質問できませんが、だんだん慣れてきて何人目かの尋問では質問をするようになってくるということはよくあります。また、後で最初の証人に対してこれを聞いておけばよかったということもよくある話です。これは、裁判官にも同じような経験があることだと思います。

- 裁判員の方が、証拠書類へのアクセスとして、例えば、書証の写しを読むとか、どのくらいできるのでしょうか。
- ◎ 証拠書類というのは、要旨とか朗読という形で取り調べて、終わったものを検察官が裁判所に提出しますので、評議室に持ち込んでからもう一度見ることもあります。実際には犯行場面の映像などは、法廷で観ただけではわからないので評議室でDVDを再生して見直すことがあります。ただ、証人や被告人が何を言っているかという点は、裁判員や裁判官が、法廷でメモをとっていますので、録音した音声をもう一度聴くということではなく、どちらかという証拠書類を確かめるといった感じだと思います。事件によっては複雑なものもありますが、裁判所としてはとにかくわかりやすくなることを目指しています。今日の模擬裁判を通じて、どのあたりが問題になったかなどわかりましたでしょうか。

- 流れとしてはわかったと思います。
- 裁判員裁判終了後、裁判員同士が個人として付き合うことはありますか。
- ◎ 法廷では裁判員が個人として特定されてはいけませんので、番号で呼んでいます。ただ、私が裁判長をしていた時は、評議室では、差し支えない範囲で名前や職業などを話してもらっていました。裁判の期間が長くなって評議室でやりとりしていると、皆さん仲良くなってきました。また、裁判が終わった後も、アフターケアのようなことが必要ではないかと思っています。
- 今回の模擬裁判では、黒か黒じゃないかという決定的なものがなかったという感じでした。
- ◎ やっていないという認定をする必要がないことや証拠書類の見方などは裁判官も注意して何回も説明しています。
- 裁判員もそれぞれ思想信条を持っていますので、最終的に意見が割れてしまうこともあるのではないですか。
- ◎ 量刑はその人の経験いかんというところもあります。色々な意見を言っても、お互いに理解できるところでやっていますので、論争になるようなことはないです。その辺りは、日本人は協調的であり波風を立てませんし、一生懸命にやってもらえているといつも思っています。私は、最後の結論を出すときは、挙手ではなく、付箋を利用して意見を書いてもらっていました。挙手をするると周りの様子を見ながら手を上げることになりますから。
- 量刑については、先例だとこれくらいになるというものを示すことがあると聞きましたが、いかがでしょうか。
- ◎ パソコンで類型ごとに、例えば強盗致傷で、犯人は単独犯で、凶器を使って、怪我が何日くらいでという条件を入力しますと、先例のグラフが出てきますので、それを参考として示しています。ただ、あくまでも参考として示していますので、裁判員から事例の具体的な中身を教えてほしいということをおっしゃっても、事例比較にならないよう、あまり中身に踏み込まないように注意しています。

(2) 裁判員制度10周年に向けた広報活動について

ア 報告

意見交換に先立ち、事務局から、裁判所におけるこれまでの取組と今後の取組について、それぞれ説明した。

イ 意見交換

- ◎ これから予定している取組については今説明したとおりですが、説明とは異なる観点の取組みということもあるのではないかとといった御意見等がありますでしょうか。
- 5月26日のイベントは、何時からでしょうか。
- ▼ まだ決まっておりません。

- ◎ 裁判員制度も10年目に入っておりますので、裁判員制度を知らない人はいないと思いますが、今はそれよりも出席率や辞退率の問題もありまして、候補者となる国民の皆様も不安などをお持ちではないかといったこともあると思います。難しいことをやっているのではなく、どなたでも参加できることを目指していることを御理解いただく必要があると思っています。そのためには、裁判員制度の中身を知っていただけるよう、裁判員裁判を経験している裁判官を中心に、出前講義等の広報活動を行っていきたいと考えています。
- 裁判所の出前講義は、非常によい取組であると考えていますので、検察庁としても協力していきたいと考えています。
- 11月22日の新潟日報での講義では、記者だけでなく色々な部署の人に参加してもらいましたが、実際に制度もわかりやすく説明してもらいましたし、裁判官には十分に質疑の時間を設けてもらいました。裁判員裁判をやっている裁判官の話には説得力があって、良い機会を作ってもらったと思っています。今後は、検察庁にもお願いしたいと考えています。
- 質疑の時間ではどのような質問がありましたか。
- 市民が参加する裁判員裁判は画期的であり、職業裁判官としての経験を踏まえ、裁判官も意識が変わったか、自白の信憑性をどのように検討しているか、辞退の関係、全国の企業の上司宛てにも協力を求める手紙を送付するなどの新しい取組に関する事など、幅広い質問がありました。どのような想いで裁判員裁判を行っているかを聴くことができ、裁判官との垣根が取り払われる感じがしました。裁判官、検察官、弁護人は、人にもよりますけれども、なかなか敷居が高く、決して距離が近ければいいわけではありませんが、裁判員は審理に対して不安がありますので、その垣根とか無用な不安を払しょくするには出前授業というものが効果的であるのではないかと感じています。実際に裁判員裁判に関わってらっしゃる方との間で、一方通行だけでなく、聞きたいことのやりとりができますと裁判員裁判の理解が進むのではないかと思います。
- どちらかというとい業種交流集会のような感じが強かったでしょうか。普段接触のない人から話が聴けて身近に感じたということでしょうか。
- 普通のことでも色々悩んでいる側面があることは同じなんだとか、自分が裁判員だったときに、どう進行してどう気を付けるかとか、記者としてどう考えてどう判断しているのかなど感じました。やはり、黙して語らずといいますか、例えば、判決についても、裁判官に対して取材できるものではありませんので、そのところの感覚を含めると非常に近くなったという感じです。
- ◎ 裁判官が弁護士会の会合で話したりしますと、弁護士からは、裁判官から見ているとそうなのかといったことを言われたりします。途中から質疑応答をすると皆さんの理解が進むという感じと同じでしょうか。
- 辞退率が高いという話ですが、その点は一步工夫が必要ではないかと感じて

います。今聞いた中では、一番力強い資料としては、やはり経験者の9割以上が良い経験をしたということでありますので、これを前面に出すとおもしろいかなと思います。違う観点になりますが、企業目から見ますと、若手の社員がこれを経験するともものすごく勉強になるだろうなという気がします。色々な方とディスカッションして、最後には量刑まで決めることになりますので、社長が自分の社員が選定されたら、勉強して来いという感じになるような工夫が必要ではないかと考えています。

- もう一回裁判員裁判に出ますかという質問に対しては、出たくないという回答が多いというデータもあります。仕事をほったらかしにして参加することは大変だと思いますが、後で何十年前に経験して良かったという感想があるだけでもよいのではないかと思います。
- 仕事をされている方としては、何日か呼ばれて裁判員裁判を終了した後に、もう一回参加するかというと勘弁してほしいという人も実際にはいるかもしれないですね。
- 評議にかかる時間は延べどれくらいになるのでしょうか。
- ◎ 事案によって全く異なります。
- 辞退数が増えているという話ですが、一般国民からすれば極めて特殊な経験で参加すれば自分のためになるが、本当はやりたくないという状況の中で、100人程度の候補者に連絡して、30～40人来てくれるということは、それほど低くない数字だと思っているのですが、この点、裁判所はどのように評価しているのでしょうか。
- ◎ 出席率が少しずつ下がってきている状態が一番心配しているところで、これが「ジリ貧」のような形になって、いざというときに集まらなくなることを心配しているところです。また、新潟県は地理的に広いということに、候補者の方が裁判所に出頭することの難しさが、感覚的には東京辺りのほうが出頭しやすいというところがあるかと思います。
- 裁判員制度は、多様な意見を入れたいという制度なので、出席する候補者がだんだん減って行って、興味がある人だけ参加すると制度が保てるのかという危機感があります。
- 日当はいくらくらいでしょうか。
- ◎ 1万円以内です。
- 8年くらい前の裁判員裁判のときに、裁判員の方で糸魚川から来られた方がいて、新潟市内のホテルに宿泊されたことがあったと思いますが、新潟県は広いので、山北や津南から呼ばれたら大変だろうなと感じました。
- 新潟では、裁判員裁判を支部で開催することは難しいのでしょうか。
- 弁護士会では、昔、新潟県では1年で何件くらいの裁判員裁判があるかという予測を立てまして、当初20件か30件かという予測だったと思うのです。

が、今は月平均1件くらいなのでしょう。事件が少ないところですが、昔は事件がもっと出るはずだということで支部開催も必要ではないかといった議論があったと思います。

- 法律で決まっていますので、法律を変えれば別ではあると思います。
- 裁判員の方の年齢層とか男女性別とか偏りがありますか。
- ◎ 裁判員から調整しているようなことを言われたりすることもあります。抽選でやっておりますので、調整はしていません。過去に全て女性ということもありましたが、男女比のバランスがよいことが多いです。
- おそらく呼出しに応じてくれる率を上げるとか、もっと積極的に参加してもらうことなどを考えると、もっと若い世代への働き掛けが必要ではないかと思えます。裁判所では、高校生とか大学生向けの出前講義をやっていると聞いておりますので、そこを含めて若い人に参加する意義を話してほしいですし、大学としても積極的に取り入れていきたいと考えています。
- ◎ 裁判所では、昨年「法の日」週間行事で、高校生を対象に模擬裁判を行いました。参加者は良い印象を持ってくれたと思っています。
- ▼ 出前講義については、商工会議所にも宣伝し、新潟日報にも記事にもらったところですが、現在申込みがゼロという状況です。企業には、出前講義の需要がないのかなとも思える一方で、大学なら反応はあるのかなとも思っているのですが、その辺りについて是非ご教示をいただきたいのですが、いかがでしょうか。
- 私の会社では、以前130人くらいの社員が参加して出前講義を受けさせてもらいましたが、裁判や裁判官に対して怖いという印象があるようでした。裁判員制度の話になりますと、抽選に当たる確率が高くなってしまったり、誤解のような話にもなりました。ただ、裁判官の話を知ったと感じているところ。研修や講義といった堅苦しい名前ではなく、もう少し柔らかいネーミングにするとよいのではないのでしょうか。
- ▼ 出前講義の周知として、直接、企業にお伺いする方法はあり得るのでしょうか。
- それぞれの企業の研修担当や総務系などに連絡して、コンプライアンスの観点を含め、裁判員制度をアピールすることをおやりになった方がいいと思います。
- 新潟市も、行政の様々な部分で出前講座を実施しております。平日の夕方や土日に実施していることが多い状況です。自治会や地元のサークルなどに対して実施しているのですが、ポピュラーではない部分の要望もあるところです。企業は忙しいところがありますので、自治会とかですと聞いてもらいたいと思われるかもしれません。
- 新潟市では、サークルの名簿のようなものがあるのでしょうか。女性とか興

味があるかもしれないと思っているところです。また、出前講義のチラシについても、キャッチフレーズやSNSっぽい切り口で宣伝すると、学生からも出前講義の要望が出るかもしれません。

○ 社会問題に関心のある団体や学生は一定数おりますし、昔、公民館のイベントで講演したことがありますので、うまくそのようなところで接点を持てるといいのではないかと思います。学生も社会問題に興味を持ってもらい、社会の一員という意識を持ってもらう取組みを考えていきたいと思っています。

◎ 裁判所は、きちんとするとますます堅くなってしまっているところがありますのでそこを反省して考え直さなければならないと思いました。

本日は御多忙の中お越しいただき、ありがとうございました。

6 次回期日

平成31年7月17日 午後3時